

松戸市老朽空家等除却費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、老朽化等により倒壊のおそれがある危険な空家等の所有者等に対し早期の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全を図るため、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽空家等 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であり、居住その他の使用がおおむね1年以上なされていないことをいう。
- (2) 事業 老朽空家等及びこれに附属する工作物の除却工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 所有者等が複数いる場合は、補助対象事業の実施その他この要綱に定める事項について、当該関係者全員の同意を得ることができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の措置を受けていないこと。
- (5) 申請する空家等に関して、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が実施する事業であること。
- (2) 松戸市内に存し、老朽家屋等であると本市が認めた家屋等の除却工事をおこなう事業であること。
- (3) 原則として敷地全体を更地の状態とする事業であること。ただし、老朽空

家等の一部を残置することが安全上等の理由によりやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者であること。
- (5) 第10条の規定により交付決定の通知を受けた後に着工する工事であること。
- (6) 第10条の補助金の交付決定通知を受けた年度の2月15日までに完了する予定であること。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、老朽空家等の建築物等を除却し、更地にする工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内に相当する金額（その額が60万円を超える場合は60万円を上限）とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の制限）

第7条 この補助金の交付は当該年度において、補助対象者1人につき1回を限度とする。

（事前調査申込み）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という）、次に掲げる書類を添えて事前調査申請書（様式第1号）を市長に提出し、該当するか否か市の判定を受けなければならない。

- (1) 住民票又は住民票の除票（法人の場合は履歴事項全部証明書）
- (2) 戸籍謄本等（所有者と申請者が異なる場合に限る）
- (3) 土地・建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書等、建物の所有者等であることを確認できるいずれかの書類
- (4) 所有者等が複数人いる場合は、所有者等全員からの同意書（様式第15号）
- (5) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるもの（法人の場合社員証等）

(6) 申請書等の提出を第三者に代理させる場合は、代理申請委任状の提出(様式第13号または第14号)

2 市長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、申請の内容を調査して可否を決定し、その結果を事前調査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、規則第3条第1項の規定により市長が定める期日までに、松戸市老朽空家等除却費用補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第4号)
- (2) 第4条第4号の規定する解体工事の登録を受けた書類の写し
- (3) 第6条第1項に掲げる費用が確認できる見積書の写し
- (4) 納税証明書(市税を滞納していないこと)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は交付申請があつたときは、申請の内容を審査し、その結果を松戸市老朽空家等除却費用補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定(以下「交付決定」という)を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付することができる。

(補助対象事業の内容の変更等)

第11条 申請者は、補助金の交付の対象となつた事業の内容を変更し、又は中止する場合は、松戸市老朽空家等除却費用補助(変更・中止)申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、松戸市老朽空家等除却費用補助(変更・中止)承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第12条 申請者は補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで

に、松戸市老朽空家等除却費用補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に関する契約書の写し
- (2) 補助対象事業の領収書の写し又は支払い状況が確認できる書類
- (3) 補助対象事業の現場写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、申請内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その内容を松戸市老朽空家等除却費用補助金交付額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに、松戸市老朽空家等除却費用補助金交付請求書(様式第10号)により、その補助金の交付を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第3条に定める補助金の補助対象者に該当しないことが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、松戸市老朽空家等除却費用補助金交付取消通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還命令)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、申請者に対して既に交付した補助金の全部又は一部を松戸市老朽空家等除却費用補助金返還命令書(様式第12号)により返還させることができる。

(事務の代行)

第 17 条 申請者は、第 8 条から第 9 条、第 11 条から第 12 条及び第 14 条に規定する申請の手続きを、第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項により手続きを代行させる場合、別に定める代理申請委任状(様式第 13 号または第 14 号)を市長に提出しなければならない。

(跡地の管理)

第 18 条 申請者は、土砂の流出や雑草の繁茂により地域の居住環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。